

MARINE SAFETY ADVISORY NO 02 – 22J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations

Subject: SHIP FUEL OIL CONSUMPTION DATA REPORTING

Date: 11 January 2022

国際海洋汚染防止条約附属書(MARPOL Annex)VI/Regulation 27 は総トン数5,000トン以上の船舶(ただし、推進機を持たない船舶、FPSO 及び FSU を含む海洋機器、および、その推進機の有無にかかわらず掘削機器は対象外)はその燃料消費量集積及び報告を年間ベースで行うことを要求しています。報告すべき内容については同附属書附録(Appendix)IX に規定されています。

燃料消費データは年間を通じて記録、集計し弊局の認定業務代行機関(RO: Recognized Organization)へ設定年度末より3か月以内に提出しなければなりません。弊旗国より転籍、又は運航者が設定年度内に代わる場合、本船は転籍或いは運航者変更完了日、或いはできるだけ完了日に近い時点までの集積データを報告しなければなりません。

RMI MI-296 は、(本船の集積データが)該当要求に準拠している事を確認、通知するための書式として弊局が作成したもので、以下のいずれかに該当する場合、この書式に必要事項を書き込み、弊局、DCS@register-iri.com へ提出して下さい。

1. IMO データ集積システム(DCS: Data Collection System)のために集積データの確認及び提出を行う RO が決まった時、
2. 船籍国変更時、または
3. 運航者変更時

上記の新しい要求に関して、弊局発行、船舶安全通告(MARINE NOTICE)No. 2-013-12“Regulations on Energy Efficiency for Ships and Fuel Oil Consumption Data Collection”/ § 5.2.3 もご参照ください。

注) 本和訳をご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。